

改正 令和元年 1 1 月 1 1 日 原規規発第 1910022 号 原子力規制委員会決定

令和元年 1 1 月 1 1 日

原子力規制委員会

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準の一部改正について

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原菅発第 1311278 号）を、別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、令和元年 1 2 月 5 日から施行する。

第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="165 352 1102 464"> <u>第二種埋設規則第20条第1項第7号</u> 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置         </p> <p data-bbox="152 520 1102 667">           ○周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、<u>許可申請書等又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づき定められていること。</u> </p> <p data-bbox="165 715 1102 746"> <u>第二種埋設規則第20条第1項第14号</u> <u>放射性廃棄物の受入れの基準</u> </p> <p data-bbox="152 839 1102 986"> <u>○廃棄物埋設施設に受け入れる放射性廃棄物が、第二種埋設規則第8条に規定する埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準に適合していることについて確認するための受入れの基準（以下「廃棄物受入基準」という。）に関する事項が定められていること。</u> </p> <p data-bbox="152 1034 1102 1417"> <u>○廃棄体に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="183 1075 965 1107">1. <u>放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器に関すること</u></li> <li data-bbox="183 1114 1102 1187">2. <u>第二種埋設規則第8条第2項第1号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に固型化した方法</u></li> <li data-bbox="183 1193 1102 1267">3. <u>第二種埋設規則第8条第2項第2号に定める放射性廃棄物にあつては、容器に封入し、又は固型化した方法</u></li> <li data-bbox="183 1273 1102 1305">4. <u>容器に固型化した放射性廃棄物にあつては、固型化材料に関すること</u></li> <li data-bbox="183 1311 573 1343">5. <u>廃棄物の種類に関すること</u></li> <li data-bbox="183 1350 383 1382">6. <u>放射能濃度</u></li> <li data-bbox="183 1388 546 1420">7. <u>表面の放射性物質の密度</u></li> </ol> </p>	<p data-bbox="1146 352 2074 464"> <u>第二種埋設規則第20条第1項第7号</u> 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置         </p> <p data-bbox="1133 520 2083 667">           ○周辺監視区域及び埋設保全区域の設定及び廃止を含め、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の内容が、<u>事業許可申請書又は廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に基づき定められていること。</u> </p> <p data-bbox="1146 715 1227 746">(新設)</p>

- 8. 廃棄体の健全性又は廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること
- 9. 廃棄体の耐荷重強度に関すること
- 10. 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量
  - 11. 放射性廃棄物を示す標識を付ける方法
  - 12. 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法
  - 13. 1. から12. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載した廃棄体に係る事項を満足するものであること

○コンクリート等廃棄物に係る廃棄物受入基準は、少なくとも以下の事項を含むこと。

- 1. 放射性廃棄物の種類に関すること
- 2. 放射能濃度
- 3. 廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の性質及び量に関すること
- 4. 第二種埋設規則第7条第1項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置の方法
- 5. 1. から4. までに定めるもののほか、許可申請書等に記載したコンクリート等廃棄物に係る事項を満足するものであること

第二種埋設規則第20条第1項第15号

放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等

(略)

第二種埋設規則第20条第1項第16号

非常の場合に採るべき処置

(略)

第二種埋設規則第20条第1項第14号

放射性廃棄物の運搬、廃棄等

(略)

第二種埋設規則第20条第1項第15号

非常の場合に採るべき処置

(略)

第二種埋設規則第20条第1項第17号 (略)	記録及び報告	第二種埋設規則第20条第1項第16号 (略)	記録及び報告
第二種埋設規則第20条第1項第18号 (略)	廃棄物埋設施設の定期的な 評価等	第二種埋設規則第20条第1項第17号 (略)	廃棄物埋設施設の定期的な 評価等
第二種埋設規則第20条第1項第19号 (略)	技術情報の共有	第二種埋設規則第20条第1項第18号 (略)	技術情報の共有
第二種埋設規則第20条第1項第20号 (略)	不適合発生時の情報の公開	第二種埋設規則第20条第1項第19号 (略)	不適合発生時の情報の公開
第二種埋設規則第20条第1項第21号 (略)	その他必要な事項	第二種埋設規則第20条第1項第20号 (略)	その他必要な事項